



事業者向け
研修

令和6年度 江東区 障害平等研修

参加
無料

～ 障害当事者とともにまなぶ ～

障害理解

促進ワークショップ



#障害者雇用を
進めるために…

#障害者向けサービスを
充実させたい…

#障害者への合理的配慮
「事業者義務化」にどう対応…!?



9 令和6年
/11(水)
14:00～17:00



講師 石川明代氏

会場

江東区文化センター2F 展示室
江東区東陽4-11-3 ※東陽町駅徒歩5分

対象

区内の民間事業者
(経営者・従業員の方)

定員

30名 (応募者多数の場合、抽選)
※1事業者あたり最大3名まで



申込み方法

- ①申込フォーム ②メール
③電話 ④FAX (チラシ裏面)
のいずれかで下記担当宛

▼申込フォーム



- 障害平等研修での社会変革の効果を認められ「SDGs岩佐賞～平和の部～」個人受賞
- その他にも様々な障害当事者が講師として研修に参加予定

◇ 申込期間 : 9/2(月) 17時まで

担当 (申込み先)

江東区 障害福祉部 障害者施策課
TEL 03-3647-4749
FAX 03-3699-0329

施策推進係
メール shisaku-k@city.koto.lg.jp

詳細は裏面を
ご確認ください

Q1. 「障害平等研修」とは!?

共生社会の実現に向け、「障害とは何か」を分析・議論しながら、参加者自身が地域を住みやすい、働きやすい、学びやすい、参加しやすい社会に変えていく主体となるための行動志向型の研修です。対話型のワークショップを通じて、差別解消や合理的配慮につながる具体的な解決行動を考えていきます。

グループワーク中心なので
あっという間です

Q2. ご存じですか!?

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月より、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に変わりました。「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要になります。

参加者の声

※過去に他自治体や、企業で実施された障害平等研修に参加した方



- ✓ 障害者雇用を上手く進められるアイデアを発見できた (金融業勤務)
- ✓ 企業内レイアウトを変える必要を感じた (会社員)
- ✓ お金をかけずにできるバリアフリー化を発見できた (雑貨店店主)
- ✓ 障害者の方が問合せしやすいHPを作れるようになった (IT企業)

- ✓ 視点を180度変えた顧客サービスが見つかった (飲食店店主)
- ✓ すべての人が参加できるイベントの有効性を改めて感じた (イベント業者)
- ✓ 障害者の方と本音で話せる時間となった (会社員)



【 申込期間 9/2(月) 17時まで 】

- メール・電話での申込みは、チラシ表面の担当まで
- 下記FAX申請用紙、右のQRコードでの申込みも可能です。

応募者多数の場合、抽選となります。

抽選結果は9/4 (水) までにご連絡いたします。

▼申込フォーム



【※ FAX送信専用】 送信先：FAX番号 03-3699-0329 (江東区障害者施策課)

1 お名前・ご所属	ふりがな お名前	ご所属 ※事業者名等
2 ご連絡先	※いずれかに○をつけ、ご記入ください。	
	TEL / FAX / メール：	
3 参加にあたり配慮が必要な方はご記入ください。	※例、手話通訳	